

1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。詳細は[こちら](#)を御覧ください。

2 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可します。

（注1）従前と同一の業務（※）に従事する場合が対象となります。

※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。））」で就労することも可能です。

（注2）「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を許可します。

（注3）「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

（注4）「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可します。

※10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

（注）「短期滞在」や「特定活動（帰国困難・就労不可, 出国準備）」の在留資格で在留している元留学生の方も対象になります。

4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む）

⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。詳細は[こちら](#)を御覧ください。

（注）上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。※詳細は[こちら](#)を御覧ください。 17

本邦に入国を予定している方に係る取扱い



令和2年6月26日
(令和4年3月1日更新)

出入国在留管理庁

1 在留資格認定証明書が交付された方又は在留資格認定証明書交付申請中の方

① 在留資格認定証明書が交付された方

通常3か月間有効ですが、特例として、次のとおり取り扱います。

- 2020年1月1日から2022年1月31日までに作成された在留資格認定証明書は、2022年7月31日まで有効なものとして取り扱います。
- 2022年2月1日から2022年7月31日までに作成された在留資格認定証明書は、作成日から6か月間有効なものとして取り扱います。

※ なお、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに在留資格認定証明書交付申請をする場合は、原則として、
①交付済みの在留資格認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな在留資格認定証明書を交付することとします。詳細は[こちら](#)を御覧ください。

② 在留資格認定証明書交付申請中の方について

現在申請中の案件について、活動開始時期を変更することとなった場合、原則として受入機関作成の理由書のみをもって審査します。

2 在留諸申請中に再入国許可により出国した方

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認めることとし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とします。

3 再入国許可による出国中に再入国許可期限が経過した方等

① 在留資格認定証明書の交付対象とならない方（「永住者」等）

滞在中の在外公館で査証申請を行ってください。

※「永住者」の方についての詳細は[こちら](#)を御覧ください。

※「定住者（告示外）」及び「特定活動（告示外）」の方についての詳細は[こちら](#)を御覧ください。

② 在留資格認定証明書の交付対象となる方（留学生、技能実習生、技術・人文知識・国際業務等）

本邦に中長期在留者（留学生や技能実習生等）として在留していた方が、再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できず、在留期限を経過した場合などで、改めて在留資格認定証明書交付申請を行う方については、原則として申請書および受入機関作成の理由書のみをもって審査します。※詳細は[こちら](#)を御覧ください。

③ 「高度専門職2号」で在留していた方

②により「高度専門職1号」として従前の活動に応じた在留資格認定証明書交付申請を行ってください。（「高度専門職1号」の査証発給を受けますが、入国時に日本の空港で「高度専門職2号」として新たに入国するための手続をとることができます。）

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて



令和4年3月1日
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

現状・対応方針

- ◎ 出入国在留管理庁においては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本邦への入国時期が遅れている方に配慮し、入国手続に必要な在留資格認定証明書（以下「認定証明書」という。）の有効期間を延長する措置を講じてきました。
- ◎ 今般、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が入国手続に影響を及ぼしていることに鑑み、下記のとおり、**認定証明書の有効期間の更なる延長措置を講じる**こととします（下記の「新たな取扱い」参照）。
- ※ **なお、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします。詳細は[こちら](#)を御覧ください。**

これまでの取扱い

- ①対象となる在留資格
在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
- ②対象地域
全ての国・地域
- ③対象となる在留資格認定証明書
2020年1月1日以降に作成されたもの
- ④有効とみなす期間
 - ・ **作成日が2020年1月1日～2021年10月31日**
→ **2022年4月30日まで**
 - ・ **作成日が2021年11月1日～2022年4月30日**
→ **作成日から「6か月間」有効**

- ⑤有効とみなす条件
在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合
[参考様式<別表第1の在留資格（例：技術・人文知識・国際業務、留学等）用>](#)
[参考様式<別表第2の在留資格（例：日本人の配偶者等、定住者等）用>](#)
※査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出してください。

新たな取扱い

- ①対象となる在留資格
在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
- ②対象地域
全ての国・地域
- ③対象となる在留資格認定証明書
2020年1月1日以降に作成されたもの
- ④有効とみなす期間
 - ・ **作成日が2020年1月1日～2022年1月31日**
→ **2022年7月31日まで**
 - ・ **作成日が2022年2月1日～2022年7月31日**
→ **作成日から「6か月間」有効**

- ⑤有効とみなす条件
在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合
[参考様式<別表第1の在留資格（例：技術・人文知識・国際業務、留学等）用>](#)
[参考様式<別表第2の在留資格（例：日本人の配偶者等、定住者等）用>](#)
※査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出してください。

1 教育機関において引き続き教育を受ける場合

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことが可能。

⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新可能。

⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。

(帰国可能になった場合であっても、令和3年1月期生までは、当初の課程終期から最長1年間に限り、現在在籍している教育機関において進学時期又は就職時期まで更新を認める。)

⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

2 教育を受ける活動を行わない場合

「留学」の在留資格を有していた方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、在留資格「特定活動(6か月)」への在留資格変更許可が可能。

⇒ 就労を希望する場合は、資格外活動許可を受けなくとも、1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

※令和2年10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

①本国への帰国が困難な方

- ⇒ 「**特定活動（6か月・就労可）**」又は「**特定活動（6か月・就労不可）**」への在留資格変更が可能です
- ※ 「**特定活動（6か月・就労可）**」は、**従前と同一の業務（注）**で就労を希望する方に限ります
 - （注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。））」で就労することも可能です（令和2年8月12日追加）
 - ※ 「**特定活動（6か月・就労不可）**」又は「**短期滞在**」等就労が認められない在留資格で在留している方であって、本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、**資格外活動許可（週28時間以内）**を受けて就労することが可能です（令和2年12月1日追加）
 - ※ **帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能**です

②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への在留資格変更が可能です
- ※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

- ⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「**特定活動（最大1年・就労可）**」への在留資格変更が可能です
- （注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（令和2年9月7日追加）

【以下については**技能実習2号を修了される方**へのご案内です】

④「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

- ⇒ 移行準備の間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への在留資格変更が可能です
- ※ 「**技能実習3号**」を修了される方も対象となります
 - ※ 既に移行のための準備が整っている方については、「**特定技能1号**」への在留資格変更が可能です
- http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html

⑤「技能実習3号」への移行を希望される方

- ⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「**技能実習3号**」への在留資格変更が可能です
- http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html

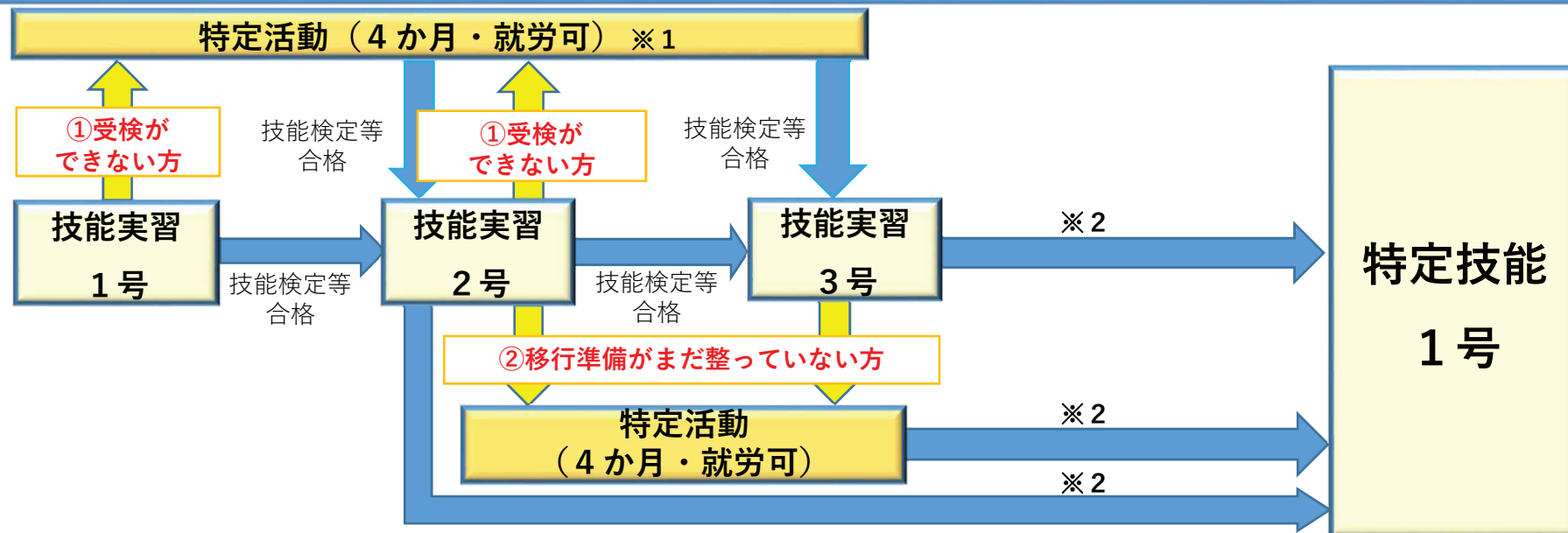
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（※3）（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」（※4）又は「特定活動（6か月・就労不可）」（※5）等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。
- ※3 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。
- ※4 従前と同一又はこれに関係する業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。
- ※5 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です。

～「技能実習2号」を修了される方～

新型コロナウイルス感染症の影響により、「特定技能1号」への移行準備が整っていない場合の「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について

「特定技能1号」の在留資格に変更を希望される方で、在留期間の満了日までに申請に必要な書類を揃えることができないなど、移行のための準備に時間を要する場合には、「特定技能1号」で就労を予定している受入機関で就労しながら移行のための準備を行うことができるよう「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更許可申請を行うことができます。

※この在留資格で在留した期間は、在留資格「特定技能1号」の通算在留期間(上限5年)に含まれます。

要件の概要

- 申請人の在留期間の満了日までに「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行うことが困難である合理的な理由があること
- 申請に係る受入れ機関において特定技能外国人として在留資格「特定技能1号」に該当する業務に従事するために同在留資格への在留資格変更許可申請を予定していること
- 申請人が申請に係る受入れ機関との契約に基づいて在留資格「特定技能1号」で従事する予定の業務と同様の業務に従事すること
- 申請人が特定技能外国人として就労する場合に支払われる予定の報酬と同額であり、かつ、日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を受けること
- 申請人が特定技能外国人として業務に従事するために必要な技能試験及び日本語試験に合格していること
※技能実習2号良好修了者等として試験免除となる場合も含む。
- 申請に係る受入れ機関又は支援委託予定先が申請人の在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うことが見込まれること
- 申請に係る受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること

(出典:出入国在留管理庁HP)

解雇等された外国人の方への就労継続支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生などの外国人労働者の方々が、再就職し、就労が継続できるよう、当面の間の特例措置として、**最大1年間の「特定活動（就労可）」の在留資格を許可**することとしています。

※本措置で1年間在留した方であっても、帰国が困難な場合には、6月の範囲で在留期間の更新が可能です。

対象者

以下の方々と、転職・就職先と雇用契約を結ばれた方（注）

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者
（在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等）
- 採用内定を取り消された留学生
- 技能実習を修了し、帰国が困難となった方 など



（注）特定産業分野において就労し、特定技能の業務に必要な技能を身に付けるために在留の継続を希望する方に限ります。

申請手続

外国人の方の住居地を管轄する地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

上記の対象となる方のうち、**転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。**



お問い合わせは最寄りの地方出入国在留管理局・出張所まで

連絡先一覧 <http://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>



マッチング支援の流れ

STEP 1

氏名、連絡先、希望する分野（特定産業分野）などの必要事項を「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載し、提出してください（注）。

（注）「特定技能」の場合は地方出入国在留管理局に、その他の在留資格の方は、出入国在留管理庁に提出してください。

「個人情報の取扱いに関する同意書」→



STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じ職業紹介機関に提供

STEP 3

職業紹介機関による転職・就職先企業とのマッチングの実施

STEP 4

転職・就職先企業との雇用契約の締結

STEP 5

地方出入国在留管理局・出張所に「特定活動（就労可）」への在留資格変更の申請、許可

